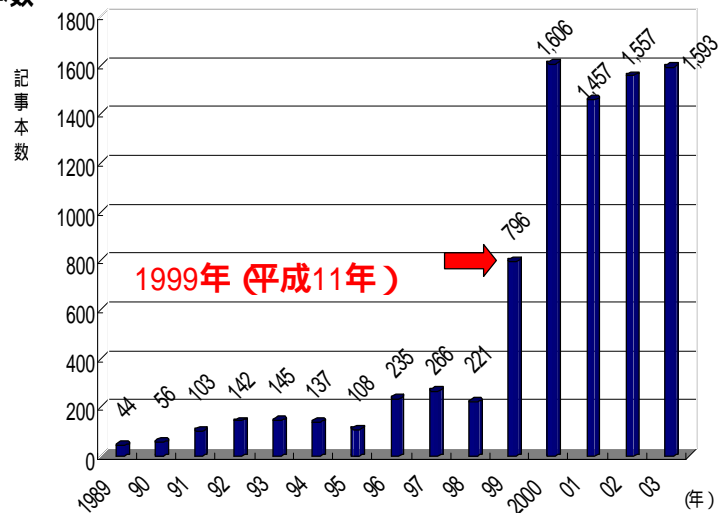


有害事象対応の中の 真実説明の位置づけ

厚生労働省
医療安全推進室
佐原康之

全国紙5紙(朝日、読売、毎日、産経、日経)にみる医療過誤(ミス)をテーマにした記事本数



注1) 日経テレコン21(日本経済新聞社)による記事検索で、「医療過誤」「医療ミス」を題材(見出し、本文、キーワード、分類語)にした記事本数(ダブリは除外)をカウントした。隔年に実際に起きた過誤(ミス)を調べたものではない。

注2) メディカル朝日 平成16年3月号より引用

注3) 記事本数 = 過誤 + ミス - 重複

医療事故の全国的発生頻度の研究

調査期間 :平成15年～平成17年
調査対象 特定機能病院等18病院
調査診療録数 :4,389冊 (入院)



有害事象の比率 :6.8% (297件)

厚生労働科学研究
医療事故の全国的発生頻度に関する研究班

3

報告義務医療機関からの事故報告

	登録病院数 (H18. 12. 31)	平成18年事故 報告件数	
		総数	死亡
合計	273	1,296	152

医療事故情報収集等事業 (EMJ)

4

医療事故を巡る制度上の課題

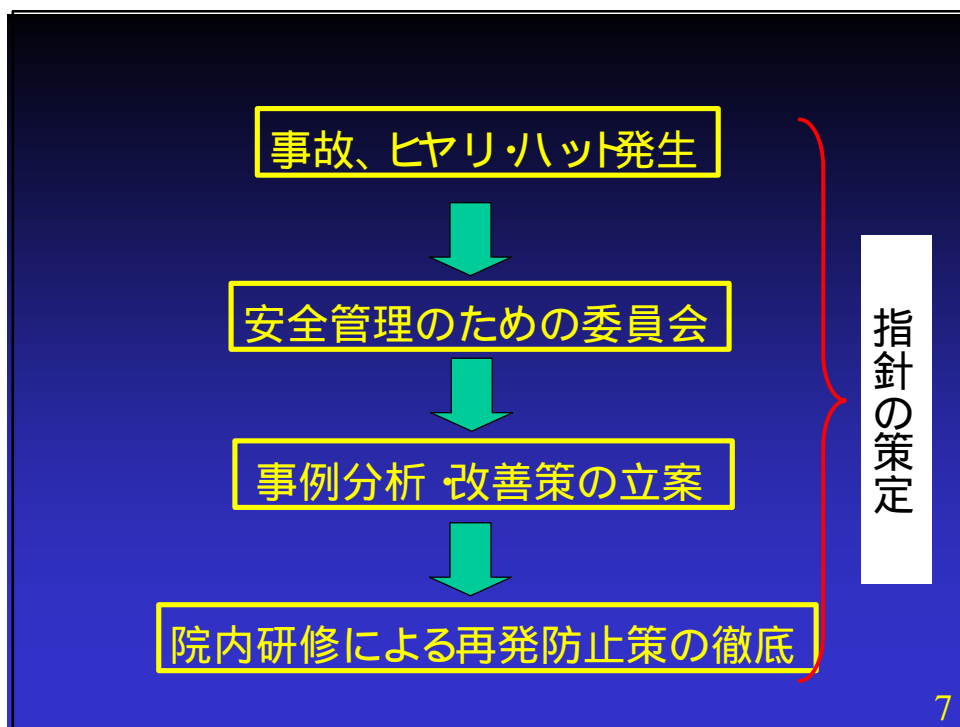
- 1990年代まで、医療安全については語られず、医療事故の実態も不明。
- 2000年以降、医療事故の実態が明らかに。
- しかし、我国の医療制度は、医療事故があることを前提に制度設計されていなかった。

5

第5次医療法改正（平成18年）

- 第1章 総則
- 第2章 医療に関する選択の支援等
- 第3章 医療の安全の確保**
- 第4章 病院、診療所及び助産所
- 第5章 医療提供体制の確保
- 第6章 医療法人
- 第7章 雑則
- 第8章 罰則
- 附則

6



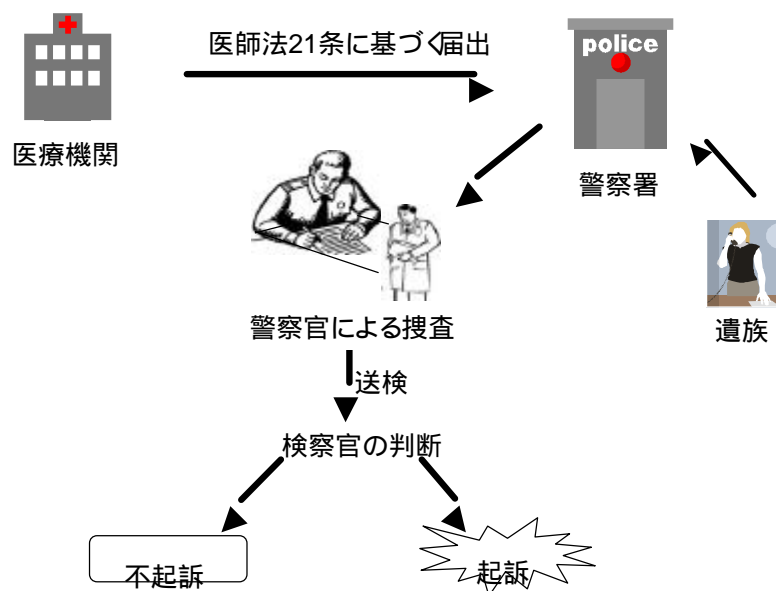
- ### 医療事故を巡る制度上の課題 (第三次試案)
1. 第三者による対応
事故調査
ADR (裁判外紛争解決)
 2. 医療機関内での対応
患者・医療者の対話
院内事故調査
- 8

第三者による事故調査の現状

- 1 医療事故の原因を調査し、再発防止を図る仕組みが必要だが、
- 2 現状は、これを専門に行う機関がなく
- 3 刑事・民事手続にその解決が委ねられている。

9

医療死亡事故発生時の対応 (現状)



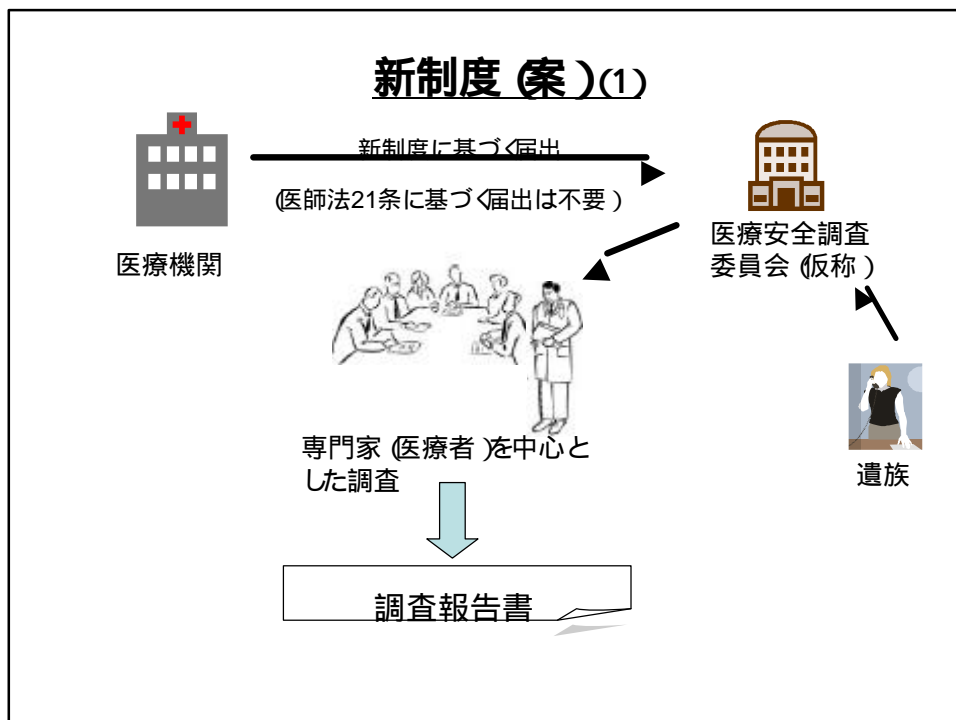
日本医学会加盟 19学会の共同 声明 (平成16年9月)

診療行為に関連して患者死亡が発生したすべての場合について、中立的専門機関に届出を行う制度を可及的速やかに確立すべきである。



原因究明・再発防止へ

11



事故の調査

航空機 鉄道事故

航空 鉄道事故調査委員会

海難事故

海難審判庁

食中毒

保健所 (都道府県知事)

医療事故

???

13

医療事故を巡る制度上の課題 (第三次試案)

1. 第三者による対応

事故調査

ADR (裁判外紛争解決)

2. 医療機関内での対応

患者・医療者の対話

院内事故調査

14

医療機関内での対応

- 1.医療の提供にあたっての十分な説明
- 2.医療事故発生時の適切な対応
 - 1)真実説明
 - 2)謝罪等
 - ア)過誤が明らかの場合
謝罪
 - イ)過誤が明らかでない場合
共感表明 (I'm sorry.)

15

患者への説明と理解 (医療法第1条の4)

医師、歯科医師、薬剤師、看護師
その他の医療の担い手は、医療を
提供するに当たり、適切な説明を
行い、医療を受ける者の理解を得
るよう努めなければならない。

(平成9年 第3次医療法改正)

16

入院診療計画の提示

医療法6条の2

病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の診療を担当する医師又は歯科医師により、次に掲げる事項を記載した書面の作成並びに当該患者又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない。

(平成18年 第5次医療法改正)

17

医療機関内での対応

1.医療の提供にあたっての十分な説明

2.医療事故発生時の適切な対応

1)真実説明

2)謝罪等

18

第三次試案

(平成20年4月)

(パラグラフ41)

医療事故の発生時には、医療機関から患者・家族に、事故の経緯や原因等について、十分な説明がなされることが重要である。

19

大綱案

第三次試案のうち、法律で対応する事項を抽出

1. 医療安全調査委員会設置法案 (仮称)
2. 関係法律の改正案
 - 1) 医療法
 - 2) 医師法
 - 3) 保健師助産師看護師法

20

医療法の一部改正案

病院、診療所又は助産所の管理者は、医療事故が発生した時は、その経過及び原因について患者又はその家族への適切な説明が行われるようにしなければならない。

(平成20年6月 大綱案 第32)

21

医療機関内での対応

1.医療の提供にあたっての十分な説明

2.医療事故発生時の適切な対応

1)真実説明

2)謝罪等

ア)過誤が明らかな場合

謝罪

イ)過誤が明らかでない場合

共感表明 (I'm sorry.)

22

真実説明・対話について

1. 死亡事故に限らず、全ての医療事故対応の基本であり
2. 適切に行われるような環境整備を進めていく必要がある。
3. マニュアルのみでなく、真心で。